

「医師等の確保対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：厚生労働省

勧告日：平成27年1月27日

回答日：平成27年8月19日

1 医師の地域偏在等の解消に係る取組の推進

勧告事項（調査結果）

- ① 地域医療支援センターの取組の効果検証の適時・的確な実施及び効果的な取組の都道府県への情報提供

地域医療支援センターにおける取組は都道府県によって区々であり、効果検証も未実施

- ② 医師のキャリア形成支援の実施について、地域医療支援センターとへき地医療支援機構の取組の一体的実施の検討

地域医療支援センターとへき地医療支援機構との連携も不十分

改善措置状況

- 地域医療支援センターの取組の効果検証に着手するため、平成27年3月に「地域医療支援センターに係る情報交換会」を開催
平成28年度当初に、地域医療支援センターの取組の集約・分析を行い、その結果について、都道府県に情報提供する予定
- 医師のキャリア形成支援については、へき地保健医療対策検討会の報告書（平成27年3月）を踏まえ、各都道府県において、地域医療支援センターとへき地医療支援機構が連携し、医師のキャリア形成支援を効果的に実施できるよう、支援策を検討

2 女性医師の離職防止・復職支援の推進

勧告事項（調査結果）

- ① 女性医師の離職実態や復職希望者のニーズ把握の適時・的確な実施

離職した女性医師の実態や復職希望者のニーズ把握が不十分

- ② 既存事業の見直しを含む効果的な支援方策の検討

女性医師バンクなどの復職支援のための事業の実績は低調

改善措置状況

- 女性医師バンクの求職登録者を対象に、女性医師の離職等の実態及び復職等に係るニーズを把握するための調査を平成27年8月から実施し、同年10月をめどに調査結果を取りまとめ、公表する予定
- 上記の調査結果を踏まえ、広報の更なる充実など女性医師支援センター事業の見直しを含めた効果的な離職防止・復職支援方策を検討

3 看護師等の復職支援の推進

勧告事項（調査結果）

○ 都道府県ナースセンターの取組の適時・的確な把握・検証の実施及び効果的な取組の都道府県への情報提供

- ・ 無料職業紹介や復職支援研修の実績は向上せず
- ・ 都道府県ナースセンターの取組の把握が不十分であり、検証も未実施



改善措置状況

○ 平成27年度中に、離職した看護師等の都道府県ナースセンターへの届出制度（注）の着実な施行に向けた取組を推進あわせて、各都道府県ナースセンターにおける看護師等の復職支援への取組状況の把握に着手し、把握した情報等については、各種機会を活用し都道府県に情報提供する予定

（注）平成27年10月創設予定

医師等の確保対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年12月～27年1月
- 2 対象機関 調査対象機関：総務省、文部科学省、厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県(25)、都道府県医師会(25)、都道府県看護協会(25)、大学(25)
看護師等養成所(25)、医療機関(142)、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成27年1月27日 厚生労働省

【回答年月日】 平成27年8月19日 厚生労働省

【調査の背景事情】

- 平成16年に新医師臨床研修制度(2年間の臨床研修の必修化、研修先病院の選択の自由化等)が導入されて以降、大学の医師派遣機能の低下や臨床研修医の都市部集中等が生じ、その結果、医師不足(厚生労働省が実施した必要医師数実態調査の結果によると、平成22年6月現在で約2.4万人が不足)とともに、医師の地域間・診療科間偏在が顕在化
- 看護師等についても、厚生労働省の「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」(平成22年12月)では、平成27年に需要数が供給数を約1.1万人上回るとされており、厳しい勤務環境等の状況
- 国は、平成20年度から医学部の入学定員増を図るとともに、医師の偏在対策として、23年度から、医師のキャリア形成や医師不足病院の医師確保等を支援する地域医療支援センターの都道府県への設置を促進しているほか、女性医師等の離職防止・復職支援対策、医師の勤務環境の整備等を実施
- また、看護師等の確保対策として、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)、同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」(平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号)等により、看護師等養成所の運営に対する支援を通じた養成数の確保、新人看護職員研修の充実等による離職防止、ナースセンターを通じた復職支援等を実施
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、医師等の確保対策の推進を図る観点から、国等における医師の地域偏在等の解消、女性医師、看護師等の離職防止・復職支援、医師等の勤務環境改善に係る取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 医師の地域偏在等の解消に係る取組の推進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、医師の地域偏在等の解消を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現在実施されている地域センターの取組の効果を適時かつ的確に検証し、その結果を踏まえた効果的な取組の実施手法に関し都道府県に情報提供すること。</p> <p>② 医師のキャリア形成支援の実施については、地域センターとへき地機構の取組の一体的実施も含め検討すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 医師数は増加しているが、地域偏在は未解消→7割の都道府県内で偏在が拡大 ○ 平成22年度以降の医学部定員増と連動して設定された地域枠(注1)による医師が28年度から医療現場へ ○ 都道府県による地域医療支援センター(注2)の設置が努力義務化(平成26年10月改正医療法施行)→今後、全国展開の見込み ○ 臨床研修医のほとんどが専門医資格の取得を志向→医師の確保・地域定着にはキャリア形成支援が有効 (注1) 都道府県が大学と連携し、特定の地域や診療科での勤務を条件とした奨学金を貸与(地域医療に一定期間従事することにより返還免除)する仕組み (注2) 都道府県庁、大学医学部・大学病院、都道府県立病院等に設置され、医師の</p>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 地域医療支援センターの取組の効果検証に着手するため、平成27年3月に「地域医療支援センターに係る情報交換会」を開催し、25年7月の同情報交換会において好事例とされた地域医療支援センターの取組について、その後の進捗状況を共有した。</p> <p>また、平成28年度当初に、地域医療支援センターの取組の集約・分析を行い、その結果について、都道府県に情報提供する予定である。</p> <p>なお、キャリア形成プログラムについては、地域枠による医師が医療現場に輩出される平成28年度以降に具体的な効果の検証を行い、その結果を踏まえ、医師確保対策の更なる強化を図っていく予定である。</p> <p>→ 医師のキャリア形成支援については、平成26年8月に設置したへき地保健医療対策検討会における検討の結果、地域医療支援センターとへき地医療支援機構が連携・協力して検討していくことが基本となるが、それぞれがどのような役割を担うかは都道府県の実情を踏まえて判断すべきとする旨の報告書が27年3月に取りまとめられた。</p> <p>上記報告書を踏まえ、各都道府県において、地域医療支援センターとへき地医療支援機構が連携し、医師のキャリア形成支援を効果的に実施できるよう、支援策を検討する予定である。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>地域偏在等の解消のため、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に、医師不足病院への医師の派遣やあっせん等を実施。平成 25 年度末時点で 36 都道府県に設置（調査対象では 22/25 都道府県）</p> <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療支援センターにおける取組は都道府県によって区々取組の効果検証も未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア形成プログラム（注）を策定済み（10/22都道府県） <ul style="list-style-type: none"> → 同プログラムが対象とする診療領域（総合内科、外科等）の範囲は区々 ・ 既にプログラム参加者が出ているところもある一方、プログラムが未策定で修学資金貸与事業から医学生が離脱している例あり <ul style="list-style-type: none"> （注）地域の医師不足病院と県内中核病院等との間をローテーションしながら、専門医資格の取得を含むスキルアップを目指す等のキャリアパス・ロールモデル ○ 地域医療支援センターとへき地医療支援機構（注）との連携も不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 両者の連携により、へき地勤務医のキャリア形成支援を推進 <ul style="list-style-type: none"> 6/12都道府県（地域医療センターとへき地医療支援機構が共に設置） （注）都道府県単位で設置され、へき地医療に関する総合調整・企画立案、へき地診療所への医師確保、へき地勤務医のキャリア形成支援等を実施（平成26年1月現在、全国40か所） <p>2 女性医師、看護師等の離職防止・復職支援の推進</p> <p>(1) 女性医師の離職防止・復職支援の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、女性医師の離職防止・復職支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 女性医師の離職等の実態及び復職等に係るニーズの把握を適時かつ的確に行うこと。 ② ①の結果を踏まえるとともに、「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」の検討結果も活用しつつ、女性医師支援センター事業の見直しを含め、効果的な離職防止・復職支援方策を検討すること。 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 女性医師支援センター事業の委託先である日本医師会と協力し、女性医師バンクの求職登録者を対象に、女性医師の離職等の実態及び復職等に係るニーズを把握するための調査を平成 27 年 8 月から実施し、同年 10 月をめどに調査結果を取りまとめ、公表する予定である。</p> <p>→ 上記の調査結果を踏まえ、広報の更なる充実など女性医師支援センター事業の見直しを含めた効果的な離職防止・復職支援方策を検討する予定である。</p> <p>なお、国、都道府県、医療機関等における女性医師が働き続けやすい環境整備に向けた課題や取組の方向性に関して、「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」が平成 27 年 1 月に取りまとめた報告書については、直ちに関係機関</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="168 197 1093 272" style="border: 1px solid black; height: 47px; width: 100%;"></div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在女性医師の数は、平成16年時点で推計約4,500人(厚生労働省「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)) ○ 厚生労働省の「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」が国、都道府県、医療機関等における女性医師が働き続けやすい環境整備に向けた課題や取組の方向性について報告書を取りまとめ、復職支援、勤務環境改善、育児支援等の取組の一体的推進を提言(平成27年1月) <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復職支援のための事業の実績は低調 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性医師バンクの就業成立件数(平成19年度:53件→平成24年度:36件) <ul style="list-style-type: none"> → 就業成立1件当たり単価 453万円(平成24年度) ・ 女性医師の復職に関する相談件数10件以下(3/12都道府県)、病院研修の受講者なし(4/8都道府県)(平成24年度) ○ 離職した女性医師の実態や復職希望者のニーズ把握が不十分 <p>(2) 看護師等の復職支援の推進 (勧告要旨)</p> <div data-bbox="168 935 1093 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、看護師等の復職支援を推進する観点から、中央ナースセンターの機能も活用しつつ、都道府県ナースセンターの個別の取組を適時かつ的確に把握・検証し、その結果を踏まえた効果的なナースセンター事業の実施手法に関し都道府県に情報提供する必要がある。</p> </div>	<p>や都道府県等に周知したところであり、今後、同報告書の内容も十分活用しながら、女性医師が働き続けやすい環境整備に努めてまいりたい。</p> <p>→ 平成27年4月24日開催の都道府県看護行政担当者会議において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の施行に伴う看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)の一部改正により、離職した看護師等の都道府県ナースセンターへの届出制度が同年10月に創設されることを踏まえ、着実な同制度の施行を都道府県に依頼するとともに、神奈川県は離職看護師等登録促進事業を先行事例として紹介した。</p> <p>また、平成27年度中に、都道府県や中央ナースセンター等と連携し届出制度の着実な施行に向けた取組を進めるとともに、各都道府県ナースセンターにおける看護師等の復職支援への取組状況の把握に着手し、把握した情報等については、各種機会を活用し都道府県に情報提供する予定である。</p> <p>さらに、平成28年度以降は、看護師等の復職支援を一層推進するため、各都道府県ナースセンターにおける届出情報の活用状況を踏まえた上で、中央ナースセンターの機能も活用しつつ、都道府県ナースセンターの個別の取組を適時</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="168 204 1093 272" style="border: 1px solid black; height: 43px; width: 100%;"></div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師等数は増加しているが、需要の増大に対し供給不足（平成 27 年時点で 1.1 万人）→潜在看護師等（平成 22 年末時点で推計約 71 万人）の積極的な活用が不可欠 ○ 都道府県ナースセンターによる離職看護師等に対する復職支援を強化（平成 27 年 10 月改正看護師等確保法施行予定） <ul style="list-style-type: none"> → 離職看護師等に連絡先などの届出を努力義務化、離職看護師等に対する就業促進に係る情報提供の実施 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無料職業紹介や復職支援研修の実績は向上していない <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料職業紹介による就職者数は、ピーク時と比較して減少（平成10年度:24,751人→平成24年度:11,993人） → 事業の実施方法の改善・強化に取り組んでいる例あり。効果的取組の活用の余地あり ○ 都道府県ナースセンターの取組の把握が不十分、検証も未実施 	<p>かつ的確に把握・検証し、その結果を踏まえた効果的なナースセンター事業の実施手法に関し都道府県に情報提供をしていく予定である。</p>